

## 令和7年度5月補正予算の概要

議案番号	議案	頁	担当
議案第1号	令和7年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算(第1号)	P1	企画財政課

### 【予算総額の推移】

単位:千円

会計区分	当初予算額	5月補正						累計総額
一般会計	43,220,000	13,664						43,233,664
国民健康保険 特別会計	10,293,000							10,293,000
介護保険特別 会計	10,459,000							10,459,000
後期高齢者 医療特別会計	1,911,000							1,911,000
合計	65,883,000	13,664	0	0	0	0	0	65,896,664

議案第1号 令和7年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算（第1号）

【概要】

補正前の予算総額43,220,000千円に対し、歳入歳出それぞれ13,664千円を追加し、補正後の予算総額を43,233,664千円にしようとするものである。

なお、主な内容は、次のとおりである。

1 歳入関係

(1) 財政調整基金繰入金 13,664千円

2 歳出関係

(1) 予防接種に要する経費 13,664千円（带状疱疹予防接種分）

【歳入予算】

単位：千円

No.	課名	款	名 称	補正額	説明
1	企画財政課	21款 繰入金	財政調整基金繰入金	13,664	<p><b>【概要】</b> 歳入歳出予算の差額について、繰入金を追加するものである。</p> <p><b>【算出根拠】</b> 見込額1,102,400千円－補正前の額1,088,736千円＝補正額13,664千円</p> <p><b>【5月補正後の残高】</b> 406,603千円</p>
合計				13,664	

【歳出予算】

単位：千円

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
1	健康増進課	4	1	2	予防接種に要する経費	12節 委託料	13,664	<p><b>【概要】</b> 带状疱疹ワクチンの予防接種について、令和7年4月1日から定期接種化となったが、当初予算編成段階では、国から詳細な情報が示されなかったため、追加するものである。</p> <p><b>【対象者】</b> ①65歳の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいをもつ者として厚生労働省令で定める者 ③経過措置（5年間） 5歳年齢で70、75、80、85、90、95歳、100歳の者※101歳以上の者は令和7年度に限り全員を対象 ①～③で約7,000人のうち、各年代の接種率を5%～10%とし、650人の接種を見込む</p> <p><b>【年齢別の接種率見込み】</b> ①65、70、75、80、85歳 10% ②90、95、100歳以上 5%</p> <p><b>【1人あたりの接種費用】</b> ①ビケン（生ワクチン）1回接種 1回8,540円うち自己負担額2,500円/回 ②シングリックス（不活化ワクチン）2回接種 1回21,740円うち自己負担額6,500円/回</p> <p><b>【財源内訳】</b> 一般財源13,664千円（交付税措置3割）</p> <p><b>【算出根拠】</b> ①带状疱疹予防接種委託 補正後の額18,279千円－補正前の額5,053千円＝補正額13,226千円 ②予診票点検業務委託66千円 ③带状疱疹予防接種通知作成委託372千円</p>
合計							13,664	